

## 「おトクにお試しだけ」のつもりが「定期購入」に！？

販売サイト等で「1回目 90%OFF」「初回実質0円」など通常価格より低価格で購入できることを広告する一方で、定期購入が条件となっている健康食品、化粧品、飲料の通信販売に関する相談が消費生活センターに引き続き多く寄せられています。

### 【相談事例】

- スマートフォンでオンラインゲームをしていたら、化粧品の広告が表示された。高額な化粧品が「初回 500 円」で購入できるということだったので、リンク先販売サイトにアクセスし注文した。しばらくして商品が届いたが、その数日後に同じ販売業者から同じ商品が届いた。注文完了メールを確認すると、初回注文日から1週間後に、1個あたり1万円の化粧品3個を2回目として発送し、3回目以降は3か月ごとに同様に届き、解約しない限り届き続ける定期購入契約であるとのことだった。注文時、販売業者のサイトにはそのような表示は確認できなかったが、どうしたらよいか。
- スマートフォンでインターネットを閲覧していた時、通常1万円するサプリメントが「初回 500 円」との広告が表示された。内容を読むと定期購入契約であったが「いつでも解約可能」「返金保証あり」と表示されていたので、初回注文で試して体に合わなかったら2回目を受け取らずに解約しようと思い、公式販売サイトで注文した。注文完了メールを確認すると、2回目の商品を受け取らずに解約するときは、通常価格との差額が違約金として発生するとのことだった。そうであれば「初回 500 円」で「いつでも解約可能」「返金保証あり」の表示はうそではないか。

### 【注意点】

- 低価格であることを強調した広告を見て、1回だけのつもりで商品を注文しても、「定期購入」が条件となっていて、注文時に想定した以上の金額を支払うことになるケースがあります。中には、2回目から高額になったりする場合もあります。

### 【対処法】

- 低価格を強調する広告の場合は、注文する前に販売サイトや「最終確認画面」の表示をよく確認しましょう。別添の「チェックリスト」を参考にしてください。
- 本年6月1日に改正特定商取引法が施行され、販売業者の誤認させるような表示等により、誤認して申込みをした消費者は、申込みの意思表示を取消することができるようになりました。
- 不安に思った場合やトラブルになった場合は、すぐに最寄りの消費生活相談窓口にご相談しましょう。

(別添)

## 「最終確認画面」のチェックリスト

定期購入が条件になっていませんか？

(「初回特別価格」「〇カ月コース」「定期コース」などと表示されている場合は、特によく確認しましょう。)

(定期購入が条件になっている場合、) 継続期間や購入回数が決めていませんか？

(「〇回お受け取り後に解約できます」「〇回のお受け取りが条件になっています」などと表示されている場合はよく確認しましょう。)

支払うことになる総額はいくらですか？

(各回の分量、2回目以降の代金は、初回の分量、代金と異なるケースがあります。)

解約の際の連絡手段は確認しましたか？

(解約手段が電話やメッセージアプリに限定されている場合は、電話が繋がらない、メッセージアプリの操作がうまくできないことも想定しておきましょう。)

「解約・返品できるか」「解約・返品できる場合の条件」(返品特約)、解約条件を確認しましたか？

(特に、「次回商品発送の〇日前までに連絡をすれば解約できる」など解約の申出に期限がある場合には申出の期限、解約時に違約金などの支払いが必要であればその内容など解約条件の詳細を確認しましょう。)

利用規約の内容を確認しましたか？

「最終確認画面」をスクリーンショットで保存しましたか？

(契約を取消す際の証拠になります。)

※未成年者の場合は以下の点も確認してください。

販売サイトに「法定代理人の同意を得ている」のチェック欄があった際は、同意を得てチェックを入れていますか？

年齢や生年月日を成人であると偽らず、正確に入力して申込んでいますか？